

**【声明】 四国電力・伊方原発3号機の運転差止め申立てに対する
広島高等裁判所及び大分地方裁判所の不当決定に対し抗議する**

2018年11月8日
原発をなくす全国連絡会

1 2018年9月25日、広島高等裁判所（三木昌之裁判長）は、四国電力・伊方原発3号機の運転差止を認めた即時抗告審決定に対する保全異議申立事件において、同原発の運転を認める不当判決を出し、さらに、同月28日、大分地方裁判所（佐藤重憲裁判長）は、伊方原発3号機の運転差止仮処分命令申立事件において、住民側の申立を却下する不当判決を出しました。

2 まず、広島高裁決定は、原子力規制委員会による新規制基準の火山ガイドについて、これが相当程度の正確さで噴火の時期、規模の予測が可能であることを前提とする点で不合理であると認定しましたが、破局的噴火に対する法律やインフラの整備等がなされていないことなどから、破局的噴火の可能性が抽象的可能性にとどまる限りその噴火を容認する「社会通念」が存在し、これを覆すには原発の運用期間中に噴火が発生する可能性を相応の根拠を持って示さない限り立地不適合とはならないと判示しました。

しかし、この決定は、①「破局的噴火に対する法律やインフラの整備等がなされていないこと」から安易に「破局的噴火の可能性が抽象的可能性にとどまる限りその噴火を容認する『社会通念』が存在」する等としており、原発に対する規制が一般防災に関する規制と比べてより高度な安全性を求められるべきであるという認識が欠落しています。さらに、②上記の「社会通念」を前提に、住民の側に、予測不可能な破局的な噴火について、その噴火の可能性を相応の根拠を持って示すことを不当に押しつけるものです。

さらに、大分地裁決定は、上述の広島高裁決定が一応は新規制基準の火山ガイドの不合理性を認めたことと比較すると、単に四国電力側の主張を鵜呑みにして、新規制基準と適合判断の合理性をほとんど無批判に認めるものになってしまっています。

これらの決定は、原発稼働に関する行政の判断に安易に追随し、裁判所の「人権保障の砦」としての役割を放棄したものといわざるを得ません。

3 そもそも、この原発再稼働の問題に関しては、2011年3月11日の東京電力・福島第一原発事故による甚大な被害を前提にして判断しなければなりません。

同事故から7年半以上経過した現在でも、約5万8000人（本年8月31日時点・復興庁）に及ぶ避難者がいるとされており、同原発から30km以上離れていても避難指示が継続している地域もあります。

また、福島原発事故当時、原子力委員会委員長であった近藤駿介氏は最悪の場合、原発から250km圏内は退去地域になるおそれがある旨のシミュレーションをしており、これを伊方原発に当てはめれば、四国だけでなく、中国、九州、関西地方までも住民は避難しなければならなくなるおそれがあることになるのです。

これらを前提にすれば、裁判所は、原発の稼働について安易な行政追従は厳に控えるべきであり、司法権及び裁判官の職権独立の下、原発自体の危険に配慮し慎重な判断を行うべきです。現に、2014年5月に関西電力大飯原発3・4号機の運転差止を命じ

る判決、そして、2015年4月に関西電力高浜原発3・4号機の再稼働差止の仮処分決定が、福井地方裁判所にて出されています。

- 4 以上から、原発をなくす全国連絡会では、上記の不当決定をした広島高裁、大分地裁に対し強く抗議し、原発稼働差止の裁判を担当する全国各地の裁判所に対して、「人権保障の砦」としての役割を求めるものです。

以上